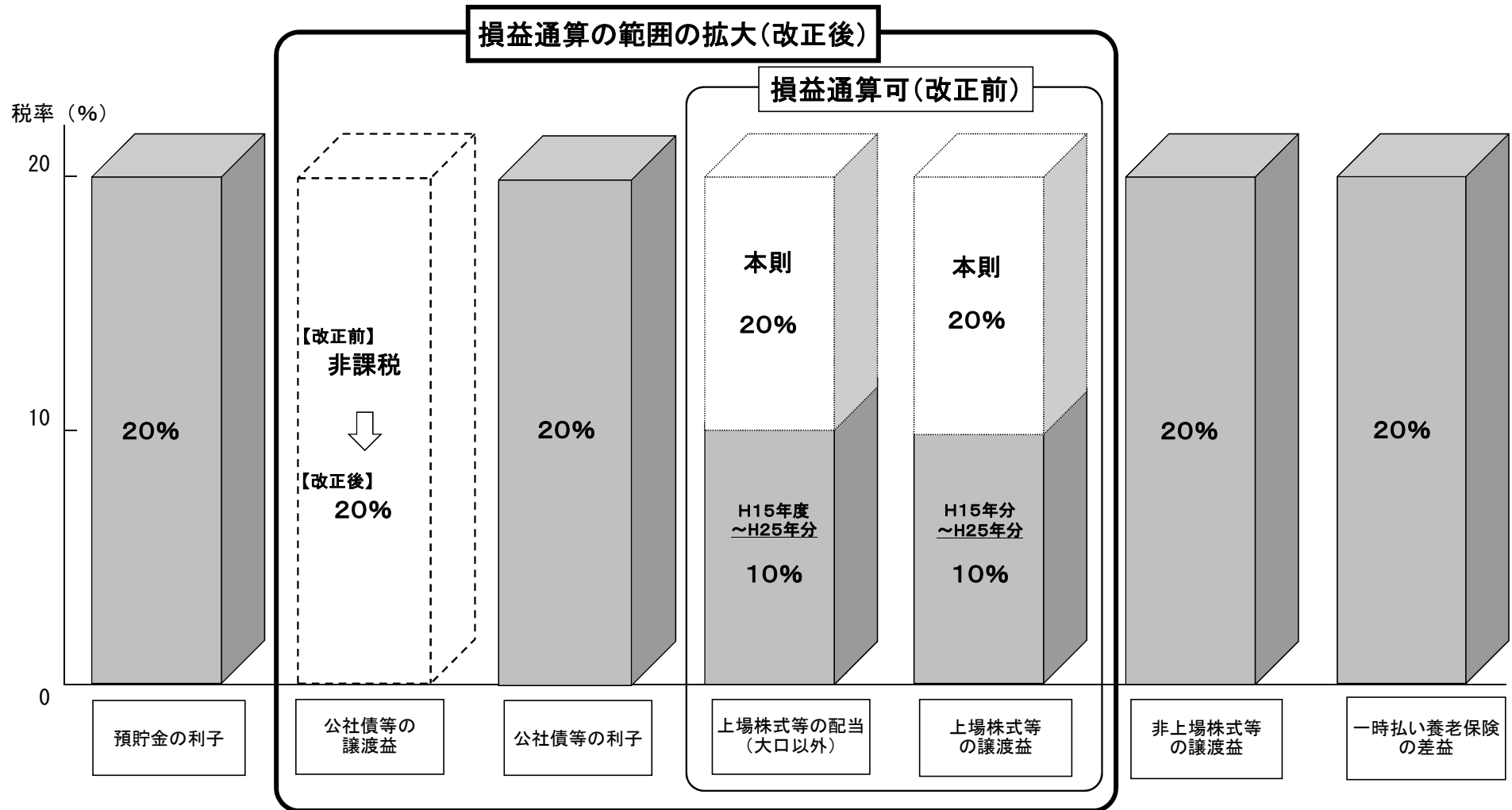


平成25年度改正関係参考資料

(金融・証券税制関係)

金融所得課税の一体化（25年度改正）

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



- (注) 1 上記のほか、「定期積金の給付補てん金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。
- 2 税率20%の場合は所得税15%、住民税5%であり、税率10%の場合は所得税7%、住民税3%である。
- 3 10%の軽減税率の特例は、平成15年度改正（平成15年分～平成19年分）で創設、平成19年度改正（～平成20年分）、平成21年度改正（～平成23年分）及び平成23年度改正（～平成25年分）においてそれぞれ延長され、平成25年12月31日をもって廃止。

NISA（少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）（25年度改正）

1. 非課税対象 : 非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
3. 非課税投資総額 : 最大 500万円（100万円 × 5年間）
4. 口座開設期間 : 平成26年から平成35年までの 10年間（毎年新たな口座開設は不要）
5. 保有期間 : 最長 5年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）

〈非課税措置のイメージ〉

